指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書

記入例

○　年　○○　月　○○　日

届出先　月新水道企業団企業長

代表者印を押印し

郵便番号	061-0500
住　　所	樺戸郡月形町１２１９番地
氏名または名称	株式会社○○○○設備
代表者氏名	代表取締役　○○　○○
電話番号	0126-53-2222

㊞

該当する部分を記入して下さい（□は☑を記入）

1　指定給水装置工事事業者講習会の受講実績

・日本水道協会北海道主催の「指定給水装置工事事業者研修会」の受講状況（過去５年以内）

・受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付して下さい

◎公表の有無	☑ 可　□ 不可
①受講年月日	☑ 受講　（　○○　年　○○　月　○○　日 ）　□ 未受講
②未受講の理由（非公表）	

2　指定給水装置工事事業者の休業日、営業時間

◎公表の有無	☑ 可　□ 不可
①休業日	☑日　□月　□火　□水　□木　□金　□土　☑祝日　□祭日　☑年末年始 □その他（　　）　□なし
②営業時間	９時～１７時

3　漏水等対応工事種別

◎公表の有無	☑ 可　□ 不可
①給水装置工事	☑ 新設　☑ 増設　☑ 移設　☑ 改造　☑ 撤去
②修繕工事	☑ 一般修繕　☑ 漏水修繕　☑ 凍結修繕 （一般修繕：水抜栓パッキン取替等　漏水修繕：埋設管等の漏水修理　凍結修繕：給水管の凍結解氷）

4　緊急時の連絡先

◎公表の有無	□ 可　☑ 不可	
①連絡先情報	役職・氏名 代表取締役　○○　○○	電話番号 ○○○－○○○○－○○○○

※　公表には、ホームページ等への掲載を含みます

※　業務内容に変更が生じた場合は、速やかに当企業団までその旨を届け出て下さい

5　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）　　※非公表

・　外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付して下さい
・　自社内研修については、研修会名欄に研修内容、実施団体名欄に「自社」と記載して下さい
・　行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等して下さい

～ 研修に含まれるべき事項 ～

①水道法（給水装置関連）
・給水装置工事主任技術技術者の職務と役割
・給水装置の構造及び材質

②給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
③給水装置の事故事例と対策技術
④給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法）

受　講　者　名	研　　修　　会　　名	実　施　団　体　名	受講年月日
□□　□□	ｅラーニング	給水工事振興財団	H31年○月○日
△△　△△	給水装置工事の事故事例と対策について	自社	H29年○月○日

～ 水道法施行規則抜粋 ～

第36条　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

（略）

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

6　過去１年以内の給水装置工事に主に従事して適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（下請け等も含む）　　※非公表

・　資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付して下さい
・　過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載して下さい
・　「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります
・　行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等して下さい

～ 保有資格等の例 ～
① 水道事業者等によって行われた試験等による資格（配管工、その他類似の名称のものを含む）
② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
③ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

□　「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入）	保有している資格等	工事年度
□□　□□	○	配管技能者講習会修了者	H31

～ 水道法施行規則抜粋 ～
第36条　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。
（略）
２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。